人間文化創成科学論叢 第25巻 2023年3月

群馬県における1958年勤務評定紛争に対する 自由民主党県支部連合会(県連)の政治的介入

寺澤雪穂*

Political Intervention by the Liberal Democratic Party Prefectural Branch Federation in the 1958 Work Evaluation Dispute in Gunma Prefecture

TERASAWA Yukiho

Abstract

In 1958, disputes over teacher's work evaluation of the public school occurred all over the country. It's already to be specified the Local Public Service Law (Article 40), but had been rejected as being premature. Under the Act on the Organization and Operation of Local Educational Administration (established in 1956), Prefectural Board of Education became to order in regard to the teachers' personnel management. Teacher's work evaluation is under the two laws.

There was the political conflict between the Liberal Democratic Party (the LDP) and the Japan Teachers' Union (the JTU) in the back of disputes. The LDP believed that the constitution should amend to rearmament, and suppressed the JTU had a great influence in national elections. Thus, it's important to take the structure out of case studies. However, previous works are almost not focus on the LDP's movement.

This paper describes the background of finishing disputes off by the LDP Gunma Branch Federation (GBF)'s intervention in the Prefectural Assembly. The GBF was dominated by the former Japan Democratic Party that had an intense connection to the Nobusuke Kishi Cabinet. And this paper also makes a try to consider about the nature of the LDP's strategy against the JTU.

Keywords: the Liberal Democratic Party, the Japan Teachers' Union, teacher, labor movement, work evaluation

はじめに

教員の勤務評定(以下、勤評)は、地方公務員法(1950年制定)第40条にて、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と規定されていた。しかし、教員は専門的能力を要する業務を伴うため、評定することが難しいという判断から、研究すべき事項として実施が延期されていた。本稿は、教員の勤評実施の是非をめぐる紛争(以下、勤評紛争)を対象としており、群馬県の事例を取り上げながら、紛争の背景にある自由民主党(以下、自民党)と日本教職員組合(以下、日教

キーワード:自由民主党、日本教職員組合、教員、労働運動、勤務評定

^{*}令和2年度入学生 人間文化創成科学研究科 人間発達科学専攻

組)の政治的対立の様相を浮き彫りにすることを目的とする。

1955年11月、自民党が結成され、鳩山一郎内閣が発足した。まもなく、同内閣が立案した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、地方教育行政法)案が、日教組や多くの教育学者の反対を押し切って可決された。この法律に基づき、新教育委員会体制が敷かれた。その特徴として、三上昭彦¹は、まず、委員の選出方法が任命制に切り替えられたこと、そして会議公開制規定等の削除により、教育委員の住民代表性及び住民に対する直接責任性が後退し、首長や議会に対する行政委員会としての自主性が弱まったことを挙げた。次に、財政関係の権限を一切失うことにより自主性・自律性を弱めたこと、さらに、文部省から都道府県教育委員会(以下、都道府県教委)・事務局へ、また、都道府県教委・事務局から市町村教育委員会(以下、市町村教委)・事務局へという上意下達の教育官僚統制システムが確立したことを挙げた。自民党は、57年10月の段階で、都道府県議会の会派勢力を利用して、教育委員の選任に介入する事を計画していた²。その新教育委員会体制のもとで、勤評が強行されることになったのである。この動きに対し、日教組は勤評反対運動を展開し、戦後最大の教育労働運動となった。

教員の勤務成績の評定は校長が行う。そして校長の勤務成績の評定は、市町村立学校の場合は市町村教委、都道府県立学校の場合は都道府県教委が行う。この勤務成績の評定結果は、最終的に都道府県教委が保管し、その成績に基づいて教員の給与や人事の管理を行う。萩原克男は、こうした勤評を運営する体制を整えるなかで、管理する側とされる側の関係が導入され、校長と教員の再組織化が行われたことを指摘した³。これまでの文部省の「指導」行政による統制は、戦後改革によって改められたが、1950年代には再び表面化した。こうした教育行政上の変容を「文部省対日教組」という構図から捉えることも可能だが、萩原は「その二極関係に還元しつくされない広がりと質をもった組織過程・秩序変容の問題である」4として「文部省対日教組」という対立構図を否定した。たしかに、勤評紛争は教育行政上の問題でもあったが、それだけにとどまらない問題を孕んでいた。なぜなら「自民党対日教組」という対立構図は、勤評紛争以前より続く根源的な対立であったためである。自民党が地方教育行政法を強硬姿勢で成立させたのには、日教組の政治勢力が大きかったことと関係している。日教組が加盟する日本労働組合総評議会(以下、総評)の組合員は、約7割が官公庁関係組合で占められ、そのなかでも、日教組は最多であった。そうした規模の大きさを活かして、国政選挙に候補者を擁立し、さらに、身内候補以外の日本社会党(以下、社会党)候補者を全国で支援するなどして、自民党の憲法改正を阻止する役目を果たしてきた。

自民党が日教組対策として勤評強行を推し進めたことに言及した研究として、山崎政人と米田俊彦の研究が挙げられる。山崎は、自民党が愛媛県の勤評紛争のなかで、勤評強行が日教組の弱体化に有効であると判断し、勤評の全国実施を文部省に要請しつつ、同時に、自民党都道府県連合支部へ勤評を推進するよう指示したことを明らかにした。ここから、1958年の勤評紛争は「文部省対日教組」ではなく、「自民党対日教組」であったことが明確になった。米田は、自民党の日教組対策が多岐にわたって検討されていたことを明らかにした。例えば、都道府県議会では、多数派である自民党議員によって教育委員の選任を自派に優位に進め、日教組の勢力を弱めることや、校長の管理職化によって組合の中核である校長の脱退が計画された。実際、1958年7月9日に「市町村立学校職員給与負担法の一部改正法」が公布され、校長への管理職手当を支給することが決まった。組合弱体化という点において、勤評強行と補完関係にあったといえる。このように、自民党の日教組弱体化の方策は、勤評強行が最重要事項とされるに至るまで、多角的に検討されていたことがわかる。さらに、米田は山崎の知見を掘り下げながら、自民党が第28回衆議院議員選挙(1958年5月22日実施)で勤評強行を文教政策に掲げ、選挙対策として日教組の勢力を弱めようとする意向が先鋭化したことを明らかにした。

山崎の指摘のとおり、愛媛県の勤評紛争は、全国に勤評強行が広まる契機となった。愛媛県は財政再建団体法の適用を申請し、歳出削減のために教員の人件費削減を重点に置いた。そのため、1956年度から勤評を実施することが決定し、紛争が生じた。堀尾輝久は、県は「教職員の定期昇給を七割におさえ、「成績主義」の実施によって、教職員間に競争をもちこみ、教職員の活動、とりわけ組合活動を統制するための手段として勤評を実施した」8と述べた。また岩月真也は、勤評強行は愛媛県教育委員会のみで進められたわけではなかったことを指摘している。すなわち、自民党愛媛県支部連合会(本稿では、自民党都道府県支部連合会を「自民党○○県連」と表記)は自民党出身の知事によって自派に都合の良い教育委員を任命し、それら委員のなかでも、日教組に対する嫌悪

感を抱く国粋主義者と言われた竹葉秀雄が、教育委員会で教育委員長に互選された。その結果、自民党の選挙対策としての日教組弱体化と、竹葉の戦後教育の「是正」を求めての日教組弱体化という狙いが合致して、両者の協力のもと勤評が強行されたということである。

こうした愛媛県の勤評紛争を経て、自民党・文部省は全国で勤評を強行する意向を示した。これに対抗して、日教組は勤評反対に関する「非常事態宣言」(1957年12月22日)を発出した。この宣言では、「愛媛県でみられたように、自民党の教育に対する介入は、いまや公然たるものであり、その方法は暴力的なものにさえなってきている」¹⁰と自民党に対する批判を明確にした。以上の先行研究より、勤評紛争の根源には「自民党対日教組」という対立構図があったことは明らかだった。しかし、地方における紛争が一様ではなかったために、この対立構図を浮き彫りにした事例研究は少なく、同時に、衆議院議員選挙以後の自民党の勤評推進運動がどのように展開したのかは明らかにされてこなかった。

本稿では、紛争が長期にわたり、それに伴って激化した群馬県を取り上げる。群馬県は、戦後、3人の首相を輩出するほどの「自民党王国」であり、さらに、憲法改正を目指す旧日本民主党議員が多数を占めた。また、群馬県教職員組合(以下、群馬県教組)は、勤評反対運動を指揮した平垣美代司書記長を支持し、最後まで勤評に対し絶対反対の姿勢を貫いた。このため、県下において「自民党対日教組」という政治的衝突は避けられない状況にあった。本稿では、「群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」(以下、給与条例)案の提出によって勤評強行を推進した自民党群馬県連の動向に着目し、勤評実施までの経緯を明らかにする。

ここで、1958年当時の自民党(系)会派の成立経過から、県議会の自民党勢力の大きさを確認する。1955年4月の県議会議員選挙の結果は、日本民主党31人、無所属クラブ9人、左派社会党7人、自由党4人、右派社会党3人であり¹¹、保守会派、特に、旧日本民主党勢力が優勢であった。左派社会党には、全逓信労働組合(全逓)出身の田辺誠、日教組出身の山口鶴男などが所属していた。次に、1955年に当選した議員のうち、2、3期目の保守系議員の所属会派の変遷を整理した(表、参照)。この4派閥の関係において、主流派(中曾根派)と反主流派(竹腰派)は鋭く対立していた。反主流派が、機会あるごとに、会派の結成と解消を繰り返して主流派をけん制したため、自民党群馬県連の運営は不安定であった。さらに、1958年6月に発足した第2次岸内閣のもとで、福田赳夫衆議院議員が政務調査会長に選任された結果、中曽根康弘衆議院議員との確執が強まった。それまで非主流派(福田派)は、主流派と足並みを揃えてきたが、同年9月、反主流派と共に公正クラブを結成し、最大会派となった。その結果、主流派との力関係が逆転した。旧自由党(伊能派)は、旧日本民主党が圧倒的に優勢なため、自民党結成時に対抗関係にはなかった。こうした派閥関係が顕著になる契機は、自民党結成後初めて実施された第28回衆議院議員選挙であった。群馬3区(定員4人)では、中曾根康弘(主流派)、福田赳夫(非主流派)、小渕光平(旧自由党)が公認されたが、反主流派の小此本は主流派の意向によって除外された。以上のとおり、、

=	保守系議員各派の変遷	/40F4/F 4	ロ FO左 O D\	
	14 十十二年日 4 小(1) 3 14	11451 # 4	$P \sim 28 \pm 9 P$	

区分	会派の変遷	派閥名	主な議員
主流派	旧国民民主党→革新クラブ→新生会→日本民主党→ 自民党	中曽根派 (中曾根康弘衆議院議員)	小笠原米一 平田吾郎 浜名一雄
非主流派	旧国民民主党→公正会→新生会→日本民主党→自民党→ 公正クラブ	福田派 (福田赳夫衆議院議員)	小坂輝雄 近藤英一郎 富沢勝五郎
反主流派	旧国民民主党→県政同志会→民主クラブ→第一クラブ→ 公正クラブ	竹腰派 (竹腰俊蔵県知事)	町田幸太 長沢博 浅見一郎
旧自由党	旧自由党→自民党	伊能派 (伊能芳雄元群馬県知事)	飯塚国蔵 岡田義正

<備考>

①群馬県議会事務局編『群馬県議会史 第6巻(昭和30年4月~昭和38年3月)』群馬県、1985年、pp.221-225より作成. ②筆者が会派代表者の苗字を派閥名とした.

群馬県議会では、圧倒的に旧日本民主党が優勢な状況であったため、岸内閣の政策が強力に推進される一方で、 革新系勢力が弱かったため、保守会派の派閥抗争が前面化したのである。

1. 9月定例会における教育長不信任案採決

本節では、1958年9~10月に開会された群馬県議会の定例会議事録を参照しながら、勤評紛争の盛り上がりの背景を確認する。勤評の目的・方法・評定日などを定めた教育委員会規則(以下、勤評規則)は、4~5月に集中して各都道府県教委で制定された。群馬県では、5月16日、勤評規則(「群馬県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」及び「群馬県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」)が制定された。そして、この規則によって1958年度の評定日は、11月1日と定められた。勤評紛争は、評定日に評定書の提出完了をもって終息するものと想定されたため、各都道府県教委で定めた評定日の集中する9~10月頃を目途に運動は衰退すると見込まれた。

6月に開催された日教組第17回定期大会では、評定日が集中する時期に合わせて、全国統一行動を実施することが決議された。同大会では、勤務成績の評定を行う校長との関係をどのように位置づけるのかをめぐって論争になった。戦後、校長の指示の一方的な伝達の場であった職員会議を民主的に運営することが奨励され、組合結成と共にそうした考えが広まった。しかし、勤評が職場に導入されると、評定する者とされる者という関係性が生じ、同時に、高い評価を受ける教員とそうでない教員の間に序列が生じることを意味した。この議論のなかで交わされた戦略の違いにより、日教組の派閥抗争(平垣派対宮之原派)は表面化した。平垣派は、現職書記長・平垣美代司の提唱する運動方針を支持する都道府県教職員組合(以下、都道府県教組)のグループであった。彼らは、全国統一行動の実施を主張し、その実施率を高めるために、都道府県教委への対決姿勢を強めつつ、勤務成績の評定を行う校長と教員との摩擦を避けようとした。他方、宮之原派は、元書記長の宮之原貞光を中心とする都道府県教組のグループであり、平垣派の運動方針に不満をもっていた。同派は、職場或は地域における妥協を促し、円満な勤評制度の運用を目指した。日教組第18回臨時大会(7月28日)では、第17回定期大会で紛糾した日教組三役の再開選挙が行われ、書記長選挙に宮之原と平垣が立候補した。その結果、宮之原が当選し、敗れた平垣は組織部長に就任した。

第17回定期大会開催時には、和歌山県の勤評紛争が激化した。この紛争は、日教組にとっても自民党にとって も重要視された。和歌山県の勤評反対運動は、部落解放同盟県連が主導してきた。被差別部落地区の子どもたち の基礎学力を上げるため、県下の教員らは教育支援などを積極的に行ってきた。部落解放同盟県連は、そうした 教員の活動が勤務成績に反映されないことを懸念して勤評反対を主張した。6月3日、和歌山県教委は抜打ち的 に勤評規則を制定し、その撤回を求めて運動は激化した。こうした運動勢力に圧倒された和歌山県教委は、一時、 勤評反対を表明するまでに至った。勤評規則の撤回運動は、絶対反対の方針を貫くのが難しくなった平垣書記長 らにとって、運動を巻き返す好機であった。同月22日、日教組全国代表者会議のなかで、平垣は自民党和歌山県 連が党員に発出した指令を公表した。この文書には、第二組合結成の促進や、教員のスキャンダルに関する情報 収集などが指示されていた。これによって、和歌山県教職員組合(以下、和歌山県教組)は自民党の強硬姿勢の 実態を掴み、自民党に対する対抗意識を強めた。こうした意識が自民党への反発として表れると、ますます自民 党和歌山県連は攻勢を強めた。結果的に、紛争は「自民党対日教組」という政治的対立を県民の前に浮き彫りに した。第28回衆議院議員選挙で、3分の2議席近くを獲得した自民党は、国民政党としての自信を深めていたが、 和歌山県の勤評反対運動が住民運動へと広まりを見せたことに動揺した。そのため、自民党は「勤評問題調査団」 を結成し、和歌山県に派遣した。同調査団は、自民党和歌山県連から勤評紛争の状況を聞き取り、県下の様子を 視察した¹²。そして、調査後、岸首相にその結果を報告した。同年7月10日、自民党本部内で「勤務評定実施に 関する協議会」が開催され、勤評強行を最重要課題に位置づけた¹³。その前日には、「市町村立学校職員給与負 担法の一部改正法」が公布され、校長への管理職手当を支給することが決まっていた。

日教組の定期大会における勤評反対運動の方針も、和歌山県の運動が参考にされた。そうした方針の1つが、文部省・都道府県教委が主催する講習会への参加拒否であった。文部省は、1958年8月28日、文部省告示第71号「小学校学習指導要領 道徳編」及び第72号「中学校学習指導要領 道徳編」を公布した。同日には「学校教育

法施行規則」第24条及び第25条が改正されたことにより、各教科及び道徳の年間最低授業時数が定められ、さらに、学習指導要領が学校教育法施行規則において規定され、従来の一般編及び各教科編を一つにまとめ、告示という形式で公示されることとなった。その結果、学習指導要領は法的拘束力を強めたといえる。文部省は、こうした権威づけを行ったうえで、同年9月1日から実施する道徳に向けて、各都道府県教委の協力のもと、全国で道徳教育指導者講習会を計画した。一方、日教組は「第八次教育研究活動の基本目標と方針」(1958年2月26日第45回中央委員会)のなかで、「権力支配を排除し、圧迫に抵抗し国民的立場にたった、自主的教育研究活動を守り育てる」¹⁴活動方針を目指した。ここには、自主性を喪失した都道府県教委に対する批判と、道徳を特設することに反対する意味が込められていた。こうした教育課程改訂問題とも関連させながら、日教組は、評定日を目前に控え、管理職手当支給に伴う校長と教員の分断を避けるため、講習会参加拒否運動を採用し、文部省・都道府県教委との対立を鮮明にしたといえる。

群馬県では、道徳をめぐって、群馬県教育委員会(以下、群馬県教委)と群馬県教組の間で、ある程度の合意 形成があったため、対立が表面化することはなかった。その代わり、群馬県教組は、文部省・群馬県教委・市町 村教委連絡協議会共催の理科実験講座と群馬県教委主催の中堅体育指導者講習会を受講拒否の対象にした。理科 実験講座は、県内を上毛、中毛、東毛、西毛ブロックに分け、4会場で講習会が計画された。しかし、4会場の いずれも、2日目には1人の受講者も来場せず、再開の見込みが立たないまま延期となり、群馬県教委は中止を せざるを得ない状況に追い込まれた¹⁵。

文部省・群馬県教委に対して非協力的な態度を貫くという意味において、群馬県教組の講習会参加拒否運動は成功したといえるだろう。しかし、7月24日、県議会の臨時会にて、自民党議員らは、教員が自己研鑽の機会を放棄したという理由で、講習会参加拒否運動を批判する「理科実験講座についての意見書」を発議し、可決された¹⁶。群馬県議会で組合活動に対する意見書が決議されたのは初めてであり、事実上、政治的介入の端緒となった。一方、6月12日、第2次岸内閣が成立し、自民党岸派の福田が政務調査会長に就任した。これにより、県内の主流派と非主流派の影響力が逆転した。また、これまで主流派によって苦杯をなめてきた竹腰県知事を支持する反主流派は、非主流派と連合して公正クラブを結成し、自民党への会費納入を拒否した。このときの会派別勢力は、公正クラブ25人、自民党13人、社会党12人であり¹⁷、非主流派・反主流派連合が最大会派となった。主流派(中曽根派)は、公正クラブを会派として認めないと主張し、定例会開会日を延期させ、さらに、委員会の委員長・副委員長を互選する際に、公正クラブの議員を外すよう、社会党と共謀するなど、慣例を逸脱して議会運営に混乱をもたらした。

結局、1週間遅れて定例会が開会され、中曽根派が野次を飛ばすなか、審議は進行した。このときの議題の一つが、教育現場での事故に関する群馬県教委の責任問題であった。9月18日、群馬県を通過した台風21号によって、修繕の必要な校舎が倒壊して教員 1 人が死亡18、さらに、通学中の生徒 1 人が死亡した19。以前より、校舎の修繕費を予算に計上するよう要求していたにもかかわらず、議会の対応が遅れたため、事故を未然に防ぐことができなかった。そうした議会の対応に対し、PTAの不満は高まった20。さらに、登下校中止の判断が遅れた校長と台風への対応を促さなかった群馬県教委に対し非難が殺到し、責任問題に発展した。

定例会中、社会党議員は、台風当日の朝、関東近県の都県教委が日本放送協会(以下、NHK)に臨時休校とすることを伝えていたのに対し、群馬県教委は、NHKの問い合わせに応じなかったことを批判した。すなわち、こうした問い合わせへの対応をするにあたっては、群馬県教委は、校長から休校措置に関する情報を収集する必要があり、そうした際に、臨時休校について相談する機会が設けられた可能性を指摘したのである。これに対し、黒沢県教育長は「私ども従来は市町村教育委員会、あるいは学校長の判断に基いて適宜の措置をとるということを原則として考えておつたわけですけれども、しかし御指摘のように全県的なこうした災害に対しましては県教委といたしましても必要な指導、助言等の処置を講ずる必要があることは当然でございますが、私どもはその意味におきまして今回の対策が特に前日の間にとり得なかつたという点は私どもの非常な不注意であり、まことに申し訳ないと率直に考えておる訳でございます」21と謝罪した。

また、公正クラブ議員から、緊急事態時の群馬県教委の職務権限、市町村教委並びに学校長の職務権限等について質疑が行われ、群馬県教委が校長の管理を徹底するよう主張した。これに対し、黒沢県教育長は「学校長は、非常変災に対しましては学校を休校として児童生徒を保護することができるわけでありまして、これが指導は常

に教育委員会として心がけなければならないところであり、学校長といたしましては、そのような緊急措置をする権限を持つと同時に、保護連絡も、あるいは非常時に対する心がけ等を児童生徒に対してあるいは教職員に対して、指導し対策を確立しておくことが必要である」²²と述べた。

公正クラブ議員の上記の質疑は、「市町村立学校職員給与負担法一部改正法」公布に伴う校長の管理職手当が、 同定例会で予算案に計上されたことと関連して、校長の非組合員化を促し、校長を通じて教員の管理強化を求め る意図があった。同定例会中、黒沢県教育長は「現在組合に加入しております学校長が町村で七十七名、市部で 五名でございます」²³と答弁し、すでに85%の校長が非加入であったことが推察できる²⁴。『上毛新聞』の社説では、 「「児童生徒を犠牲にするな」は勤評問題だけのスローガンではない。まして、「一斉指令は天下り…」などとい う「アツモノにこりてナマスを吹く」式の心情であるとすれば、怠慢のいいわけとしか受けとれない」なん、教 育行政に対する不信感が表明された。こうした台風21号による事故を契機とした世論の教育行政に対する批判を 追い風にして、群馬県教組は8,936人の署名を集めて、「群馬県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則 (昭和三十三年五月十六日公布群馬県教育委員会規則第五号)並びに群馬県公立学校職員の勤務評定実施要領(昭 和三十三年七月二日)を撤回する措置をとるよう勧告する判定を求める」26という措置要求文書を県人事委員会 に提出した。また、定例会最終日には、教育施策に関する社会党の活発な動きが見られた。まず、校長の管理職 手当に関する予算項目の削除を要請し、予算案に対する反対意見を述べた(予算案は可決)。そして、台風21号 対応の誤りと、これまでの勤評実施に対する強硬姿勢を問題視して「教育長黒沢得男君辞職勧告決議案」を提案 した (否決された)。群馬県教組高崎支部は、この県議会での流れを受けて「県教育長の退任要求が県議会に提 出されたことを基点に、校長は権力側にふみ切つていつた」
っと述べ、さらに、「二一号台風に対しての教育長の 処理は、教育のサービス機関としての立場を忘れたものであり、教育長の指示がなければ何もできない校長の態 度は、権力がいかに下部の主体性を喪失させるものであるかをはつきりさせた」28と非難した。この事件を端緒 にして、群馬県教組は校長との対決姿勢を明確にしていった。

2. 評定書返還運動における勤評反対運動の盛り上がり

9月定例会が閉会した翌日、黒沢県教育長は、講習会参加拒否運動と全国統一行動に参加した教員の処分について、文部省に助言を求めた。その文書は以下のとおりである。

教第三七八号 昭和三十三年一○月一四日

群馬県教育委員会教育長

文部省初等中等教育局長

県教育委員会主催の教職員研修行事を阻害する行為について(照会)

本県において去る七月下旬開催した理科実験講座及び中堅体育指導者講習会が教職員組合の妨害により中止のやむなきにいたつたことについては、すでに昭和三十三年八月二十六日付指第八五号及び同年九月三日付体発第一三五号をもつて報告いたしましたが、この事態を生ぜしめた教職員及び教職員組合の責任について左記のとおりと解してもよいか至急御教示願います。

記

一、理科実験講座及び中堅体育指導者講習会は、教育行政上の必要に基いて行政機関たる教育委員会がこれを計画したものであるので、受講予定者たる県費負担教職員が職務上の上司たる校長からこれに出席すべきことを命ぜられたにもか、わらず正当の理由なくしてこれに出席しようとしなかつたことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十三条第二項に規定する上司の職務上の命令に従わなければならない義務に違反したものであると解してよいか。

- 二、右出席命令を受けた受講予定者に対し、教職員が開講当日会場入口附近に多数集合し受講しないよう執 拗に説得したことは、公の機関が主催する業務の正常な運営を阻害するものであつて、地方公務員法第 三十七条第一項前段の規定に違反したものであると解してよいか。
- 三、教職員組合が、その機関によってこれら講習会の拒否を決定し、指令を発したことは、同じく地方公務 員法第三十七条第一項後段の規定に違反したものであると解してよいか²⁹。

この照会に対する回答文書は10月24日に通知された。文部省は、項目ごとに「1. お見込みのとおり。2. 地方公務員法第37条第1項前段の禁止規定に違反するほか、受講者との関係において、同条後段の規定に違反するものと解する。3. お見込みのとおり。」30と回答した。

これを受けて、群馬県教委は、同月26日、7月の講習会参加拒否運動と、第1次全国統一行動(9月15日実施)に参加した教員を対象に、停職10人、減給19人、戒告163人、そのほか、訓告対象者を含めて1,906人の処分を実施すると発表した³¹。第1次全国統一行動では、日教組が各都道府県教組に対し、正午で授業を打切ることを最低規制として指令した。その結果、全国の平均参加率は3割であり、また、日教組の指令どおり、正午授業打切りを実施した都道府県教組は「北海道、岩手、秋田、山形、宮城、東京、群馬、埼玉、新潟、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、広島、愛媛、高知の一七都道府県」³²と予定されていたより数が少なく、「福島は一日休暇の戦術を独自に採用したが失敗に終わった」³³。しかも、指令通り実施した17都道府県においても動員割合は、地区によって差があり、全体的に低調だったといえる。この傾向は群馬県教組も同様であり、3割の組合員を動員する予定であったが、実際には2割の参加率に留まった³⁴。

しかし、群馬県教組は、この処分の一括撤回を求める姿勢を見せると同時に、この処分への抵抗感によって勤 評反対運動の機運は高まり、同月28日に実施される第 2 次全国統一行動への参加目標を、10割参加、かつ、1 日 休暇取得に引き上げた。同時期、岸内閣が国会に提出した「警察官職務執行法改正法」案(10月 8 日上程)に反 対する国民的運動の高まりに乗じて、31都道府県教組が日教組の指令通り、午後 2 時授業打切りを実施した。このうち、群馬県教組と高知県教組が10割動員を掲げた。群馬県では「組合員一〇二七〇名の内、甘楽支部・多野支部など特別の事情の支部員組合員数を除くと、八八〇〇名中約七〇〇〇名が参加したことになり、その参加率は八〇%となる。この二支部を入れても七〇%の参加率」35であった。これに対し、高知県では「県下六百八十四小、中、高校のうち行事は別として完全に授業を行わなかったのは百九十校で、教員の半数が学校にとどまった土佐清水市の二十三校をふくめると二百十三校、一方平常授業を行った学校は二百二十二校」36であり、圧倒的に群馬県の勤評反対運動は高揚していたことが分かる。

こうした運動の高まりのなか、11月1日の評定日を前日に控え、石井繁丸前橋市長が勤評紛争の冷却期間を設けるため、勤評実施を延期する方針を発表した(「石井勧告」と呼ばれる)。石井は、1947年より前橋市長に就任するまで、衆議院議員を務め、社会党に所属していた。58年7月、前橋市長選挙に当選し、県内では初の革新系市長を務めた。この市長選挙には、自民党主流派が擁立した公認候補と同時に別の保守系非公認候補が立候補したため、票が二分し、社会党に軍配が上がったのである。

群馬県教組前橋支部は、石井勧告を理由に、市教育長と校長会に対し評定書の返還を求めて交渉した。その結果、前橋市教育委員会は、提出予定であった評定書を市内の校長らへ返還した。当時の前橋市校長会会長は「教育長室附近の廊下にも、階段にも教組や他労組の人達があふれていた。中村教育長は、昨夜来一睡もせず、徹夜の交渉で、ひどく疲れている様子で、低い声で、「評定書は、校長さんの手もとにお返しします。」と言われた。私は全身がふるえるような気持で黙って評定書をいただいた。涙があふれてきた」37と回想し、市教委と校長会が組合の主張に屈従した悔しさを吐露した。校長が評定書を市町村教委に提出したのは11月1日であり、市町村教委が群馬県教委に提出する期限は同月15日であった。しかし、一連の評定書返還運動によって評定日は延期された。前橋市の動向が他郡市にも飛び火した様子が、次のように報道された。

前橋市教委の勤評書を校長に返還した問題について県教委はあきれたという表情でいるが、市教委段階のため直接介入することを避けその自主的解決を待つことになっている。

一方、教組は十三日の地教委交渉校長交渉で全県的に相当な効果をあげたと見ており、中でも太田市教委、

草津町教委は延期態度を表明、教組と〔と〕の納得なしに強行しないと言明したと伝えられ、また校長も佐波、伊勢崎、利根、藤岡、高崎(約二十人)は教委に延期を申入れる方向にあるといわれている。

さらに義務不存在訴訟を起すことや評定書提出せぬという態度に踏み切ることを約束した校長は佐波(約半数の十人)利根五人、吾妻五人、高崎1人を数え、これらの校長が二、三日中に正式な態度を表明するものと期待しているようだ³⁸。

その後、高崎市と桐生市でも評定書提出日を延期することを決定した。群馬県教組渋川支部は、市教育委員会に話し合いに応じるよう座り込み交渉を実施し、評定書は校長らに返還された。

一方、群馬県教組の勤評反対運動に対する警察権の介入が行われ、11月20日には幹部10人、同月21日には幹部7人、さらに同月25日には幹部1人が次々と逮捕された。群馬県教組は、第2執行部により立て直しを図ったものの、組合員は動揺し運動態勢が崩れていった。利根郡では住民が女性教員を殴り、沼田市では保護者が勤評反対運動に参加した教員の登校を拒むなど、紛争は住民も関わっていっそう激化した。同月30日時点で、評定日が延期されたのは、群馬のほか、千葉、新潟、石川、三重、奈良、高知、福岡、鹿児島を合わせた9県であり39、全国の勤評紛争は収拾に向かっていた。

3. 自民党・公正クラブによる給与条例案提出

本節では、県議会の12月定例会における質疑応答を中心に、自民党・公正クラブが給与条例案を提出するまでの経緯を明らかにする。

12月1日、日教組は前橋市で全国代表者会議を開催し、群馬県を拠点化運動の対象にした。拠点化運動とは、勤評反対運動の攻勢が強まった地域を対象に、日教組・総評からオルグを派遣したり、資金援助を行なったりすることである。つまり、全国的に先細りしている勤評反対運動のなかでも、群馬県の運動に一縷の望みを賭けるために開かれた会議であった。この会議では、群馬県教組に対し、日教組本部から5人の常置オルグと各都道府県教組から1人以上のオルグを派遣し、さらに資金援助を行うことが決議された。また、「群馬闘争を勝利するための決議」が採択され、決議文のなかで、「政府与党の一連の戦争政策は、国民の前にその本質が明かになってきた。このような情勢のなかに行われている群馬、高知、福岡、新潟などの闘争は大きく発展し当局は確信を失いつつある。(中略)われわれは五十万組織の全力をあげ、群馬闘争を発展させ、確固たる勝利を得るとともに、これを全国闘争に発展させ、全面的な政策の粉砕をかちとる」40と、すでに4県教組しか勤評反対運動を展開していない状況で(評定日が設けられていない京都、大阪などは除く)、群馬県教組の運動を前面にした形での運動方針が記されていた。また、この決議文からも政府・自民党への対抗意識が運動に込められていたことが分かる。

さらに12月7日、群馬県教組の臨時大会では、同月10日の第5次全国統一行動への参加形態について議論され、その結果、再び全組合員1日休暇取得の方針が決まった。この方針に関する採決の際、前橋、高崎、伊勢崎支部からは反対の声が上がった。これらの支部は、評定書返還運動のなかで、実力行使をしない代わりに、評定書を提出しないという協約を校長会と結んでいたため、第5次全国統一行動の実施は、校長会に協約破棄の口実を与えることを懸念した。しかし、第5次全国統一行動の運動方針に対する賛否をめぐる投票の結果、賛成122票、反対89票、保留22票で可決された41。群馬県教組と同様に、第5次全国統一行動への参加が期待された高知県教組は、県民感情に配慮して実施を見送った。日教組の派閥対立が表面化した後、書記長に反平垣派の宮之原が当選したが、広田照幸によると、都道府県教組から選出された中央執行委員は、1959年度まで平垣派支持が優勢であったという42。そのため、群馬県教組の運動は、今後の運動方針を決定づけるものとして、日教組に重要視されていたものと思われる。

こうして日教組が群馬県の勤評紛争へ梃入れしたため、「自民党対日教組」の対立構図が一気に凝集された。 そのため、自民党群馬県連は早急に、かつ、徹底的に日教組対策を講ずる必要に迫られた。その対抗措置は派閥間の不和解消に向けた動きから始まった。12月4日、県連会長は主流派と非主流派・反主流派の対立を解消するために斡旋を行ったが不成功に終わった。しかし、同月9日、群馬県教組の第5次全国統一行動の方針が示され たことを受けて、勤評反対運動の沈静化を目指す方針で両派が一致し、自民党と公正クラブの会派統一は実現しなかったものの、自民党の派閥抗争は休戦状態となった。

先述したように、群馬県教組は平垣派を支持し、自民党との対決姿勢を明確にして絶対反対の姿勢を貫いた。 平垣派が支持した和歌山県教組の勤評反対運動では、自民党和歌山県連が直接的介入を辞さない方針を採らざる を得ない状況であった。こうした和歌山県の勤評紛争を先例にして、自民党群馬県連は、革新系勢力の弱い県議 会であっても、「自民党対日教組」という対立構図を意識したと思われる。

12月定例会では、会期中に提出された教員の期末手当予算に関連して、第5次全国統一行動に参加した教員の 処分に関する質疑が行われた。12月12日に登壇した浅見一郎議員(公正クラブ)は、勤評反対運動に参加した教 員に期末手当を支給することに対して疑義を呈した。これに対し、黒沢県教育長は「御承知のように教育公務員 特例法によりまして、公立学校職員の給与の種類、あるいは額というようなものが当分の間国家公務員を基準と して定めることになつておりますので、これを無視して増額しないとか、あるいは増額分を減じて支給するとい うような措置は法的にみては妥当でない。こう解釈しております」48と返答した。続いて、浅見が「これは期末 手当支給基準によつて在職期間に応じて生活給的な色彩をもつたものであるから、従つて期間に応じて支給する のだということであります。しかし今回のストによるいわゆる職場放棄は明らかに法律違反であり、また勤務成 績不良だと私は思うわけであります。その中に今回の一・九カ月支給する中に勤勉手当としての性格をもつてお るものが入つておるが、若しありとするならば今回の職場放棄に対して勤勉手当の性格からいうならばそれをど うするか、この考え方についてお伺いいたします」⁴⁴と、期末手当のうち、勤勉手当は職場放棄をした日数分を 減額して支給すべきだと主張した。しかし、黒沢は「勤勉手当は、期末手当とその名称が違つておりますように、 考え方もその当初においては違つておつたものと考えますけれども、今日一般関係方面の意見を徴しますと、そ う明確な差異というものはないのだという考え方が非常に強くなつておるわけでありまして」 *5と勤勉手当の額 に差をつけていないことを説明し、さらに、「賃金カツトをするところまで資料の整備査定ができ切らない」46と 方針の変更が難しい理由を付け加えた。

12月15日、文教委員の小川保治議員(公正クラブ)は、同月12日の浅見議員の質疑応答を再び取り上げ、議題の中心にした。小川は、職場放棄をした教員に対し、「年末手当のうちの勤勉手当の分だけカツトするのが私は適正であると思う」47と述べたが、黒沢県教育長は準備不足のため減額は難しいと答えた。だが、小川は食い下がり、「職場放棄をした教員に対する賃金カツトと、勤勉手当に関する問題でありますが、もし調査が未済であるならば、今年の年末手当のうちの勤勉手当の分だけは保留しておいて、調査が済んでから支給したらよろしいのではないかと私は思う。もつと適正な方法を考えるべきだと思うのであります。次に、信賞必罰に関する考え方でありますが、なまぬるい信賞必罰では教育効果をあげることができないと私は考えますので、もつと積極的な、しかも時を移さず信賞必罰は行うべきだ」48と強調した。これに対し、黒沢は「勤勉手当の支給保留は先程申し上げたような立場でお気持はよく分つておりますけれども、違法の措置をするということは行政措置としては許されませんので、本年の支給は本日のようになつておりますが、支給を保留するという措置は考えておりません」49と改めて変更しない意向を述べた。また、信賞必罰については、その調査を慎重に行っていることを報告した。

質疑を終えた小川は「ただ一言要望を当局に申し上げておきたいのでありますが、今回の勤務評定反対闘争は、単に勤務評定の反対の問題だけでないということが裏面に大きく存在しておるということを十分御認識いただきたいと思うのであります。教員組合が今中央組織あるいは県組織によりましてこうした運動体系を整えておるのは日教組の指令に基いてやつております。従つて、群馬県一万二千の教員の中で本当にこれに反対の意思をもつてやつておる人、いやいやながらくつついておる先生と絶体〔対〕に教組の指導にはくつついていけないという人がおるのであります。この人たちを十分に見極めてそうして立派な教育の効果が挙〔上〕がるような方途を考えなければならないということが重大であると思うのであります」50と、日教組が群馬県を拠点化運動地域に指定したことに触れ、第5次全国統一行動に対する組合員の意欲の差を利用して組織を分断することの有効性を示唆した。

定例会最終日、自民党と公正クラブの連名で給与条例案が提出された。この案は、同定例会の議題の中心となった勤勉手当の運用方法について、これまで一様に支給していたのを、勤務成績を参考に勤勉手当の支給額を算出

することを明記したものだった。同案は、1958年3月、和歌山県議会で、自民党・公正クラブが勤評規則制定前 に強硬決議したものと同様のものであり、自民党群馬県連はこの政治的介入の手法を踏襲したといえる。

会期は1日延期され、翌朝4時30分頃、再開した。まず、社会党が人事委員長の意見開陳を求めた。同定例会には、日教組の宮之原書記長、大鹿共闘部長、新井日教組弁護士も議場に駆け付けていた。社会党の要請に応じ、人事委員長は「本県においては一般職員については、いわゆる勤務評定は実施されておらず、教育職員についてはその実施の途上にあるのでこれらに関連する議第三十二号議案条例の制度及び施行の審議については、諸般の事情を検討の上慎重な考慮を払われるよう要望いたします」⁵¹と述べた。これに続いて、社会党議員(山口、細谷)が条例案に対する反対意見を表明した。しかし、自民党・公正クラブが人事委員長の意見を無視して、委員会付託省略を決議した。このことに憤慨した社会党は議場から退席した。そして、午前6時、賛成多数で条例案が可決された。これによって、群馬県の勤評反対運動は終焉を迎え、12月27日時点で99.5%の評定書が提出された⁵²。

おわりに

本稿では、1958年を中心におきた勤評紛争の根源にある自民党と日教組の政治的対立の現われを群馬県議会に 見出した。紛争の情勢を左右したのは、自民党群馬県連の動向であった。県内は、保守勢力が優勢であり、特に、 旧日本民主党の勢力が優位であったため、岸内閣の政策を推進する志向性が強く、勤評実施が強力に推進された。 その反面、革新勢力が育たなかったため、自民党群馬県連の派閥抗争が前面化し、中曽根と福田の確執が自民党 所属県議会議員にまで影響を及ぼしたことが、紛争の長期化をもたらした。

平垣派の群馬県教組は、校長を前面にした勤評反対運動を避けるため、講習会参加拒否運動を展開し、自民党県議員らの政治的介入を許した。しかし、台風21号の対応をめぐって、教育行政機構の課題と教育条件の不十分さが明らかになり、県教育長の辞任要求にまで運動は高まりを見せた。それを機に、群馬県教組は、校長との対決姿勢を明確にし、市町村教委と校長会に対し評定書の返還を求め、評定日は延期された。こうした運動の盛り上がりは日教組に注目され、12月には拠点化運動地域に指定された。全国の勤評反対運動の衰退が著しいなか、群馬県教組の運動は、文字通り、評定書未提出県の最後の砦としての局地的抵抗に他ならず、「自民党対日教組」の構図を凝集させたといえる。

こうした日教組の拠点化運動に対し、自民党群馬県連は対抗措置として勤評の運用と行政処分を兼ねた条例案 を成立させた。以上より、自民党群馬県連が派閥間の不和を解消してでも日教組対策を優先したのは、やはり勤 評強行が保革対立を基調とした政治勢力としての日教組への対抗策であり続けたことを意味するのである。

【註】

- 1 三上昭彦『教育委員会制度論:歴史的動態と<再生>の展望』エイデル研究所、2013年、p.106。
- 2 「教組運動の偏向是正対策要綱案」米田俊彦『1958年「教員の勤務評定」紛争の研究』野間教育研究所、2018年、p.133。
- 3 荻原克男『戦後日本の教育行政構造:その形成過程』勁草書房、1996年。
- 4 同上、『戦後日本の教育行政構造:その形成過程』p.229。
- 5 山崎政人『自民党と教育政策:教育委員任命制から臨教審まで』岩波書店、1986年、pp.28-29。
- 6 前掲注(2)『1958年「教員の勤務評定」紛争の研究』。
- 7 同上、p.69。
- 8 堀尾輝久「第4章 経済成長と教育」大田堯編『戦後日本教育史』岩波書店、1978年、p.271。
- 9 岩月真也「勤評実施側から見た愛媛勤評闘争:日教組対策としての勤務評定の意味」同志社大学人文学会『評論・社会科学 (104)』 2013年3月、pp.89-108。
- 10 日本教職員組合『日教組20年史 資料編』労働旬報社、1970年、p.721。
- 11 群馬県政史編纂委員会編『現代群馬県政史 第1巻』群馬県、1959年、p.58。
- 12 「社会主義と自由主義の対立だ 来県した自民党勤評調査団語る」『和歌山新聞』 1 面、1958年 6 月19日。
- 13 公安調查庁『公安調查月報 (昭和三十三年八月)』第7卷第8号、p.230。
- 14 前掲注 (10)、『日教組20年史 資料編』p.953。
- 15 戦後における群馬県教育史研究編さん委員会『群馬県教育史戦後編 下巻』群馬県教育委員会、1967年、pp.1048-1050。

人間文化創成科学論叢 第25巻 2023年3月

- 16 群馬県政史編さん委員会『現代群馬県政史 第2巻』群馬県、1982年、p.147。
- 17 群馬県議会事務局編『群馬県議会史 第 6 巻(昭和30年 4 月~昭和38年 3 月)』群馬県、1985年、p.224。
- 18 「台風の後始末を急げ」『上毛新聞』朝刊、1面、1958年9月19日。
- 19 群馬県議会事務局調査課『群馬県定例県議会会議録(二)(昭和33年9月)』群馬県議会事務局、1958年、p.723。
- 20 前掲注(18)。『上毛新聞』1958年9月19日。
- 21 群馬県議会事務局調査課『群馬県定例県議会会議録 (一) (昭和33年9月)』群馬県議会事務局、1958年、p.266。なお、引用文中の「原則」とは、学校教育法施行規則第48条の「非常変災その他の急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。」という規定に基づく(令和5年4月1日施行の同規則第63条に該当)。
- 22 前掲注(19)『群馬県定例県議会会議録(二)(昭和39年9月)』p.424。
- 23 同上、p.419。
- 24 58年5月1日時点の校長数は、市町村立小学校303人、市町村立中学校226人であったことから、推測される数値である。群馬県統計情報提供システムホームページhttps://toukei.pref.gunma.jp/(最終閲覧日:2022年11月13日)
- 25 「三山春秋」『上毛新聞』朝刊、1面、1958年9月19日。
- 26 前掲注 (15)、『群馬県教育史戦後編 下巻』p.1054。
- 27 群馬県教職員組合高崎支部発『高崎ジャーナル支部だより (号外)』4面、1958年11月10日。
- 28 同上。
- 29 (資料番号818)「県教育委員会主催の教職員研修行事を阻害する行為について (照会)」(1958年10月14日)。
- 30 (資料番号817)「県教育委員会主催の教職員研修行事を阻害する行為について(回答)」(1958年10月24日)。
- 31 「委員長ら十人停職 教頭九十一人含む 総員千九百六人」『上毛新聞』朝刊、1面、1958年10月26日。
- 32 教育の戦後史編集委員会『教育の戦後史2 (民主教育への攻撃と抵抗)』三一書房、1986年、p.202。
- 33 同上。
- 34 「統一行動参加・不参加状況(県警調べ)」『上毛新聞』朝刊、1面、1958年9月16日。
- 35 林信乃・稲垣倉造「10、群馬県教組の勤評闘争」群馬教育弾圧証言編集委員会『証言―群馬における教育弾圧の記録』煥乎堂、1990年、 p.194。
- 36 外崎光広・岡村峰夫『高知の勤評闘争』高知県教職員組合教文部、1979年、p.60。
- 37 加藤守善『激動の世に生きて』 煥乎堂、1974年、p.328。
- 38 「県下に同調傾向 県教委はあきれた表情」『上毛新聞』朝刊、1面、1958年11月15日。
- 39 「不評の看板おろす 日教組 勤評闘争を転換」『日本経済新聞』1958年11月30日。
- 40 「日教組の全国代表者会議ひらく」『上毛新聞』朝刊、1面、1958年12月2日。
- 41 「県教組臨時大会「十割休暇」を承認」『上毛新聞』朝刊、1面、1958年12月8日。
- 42 広田照幸「1958-63年の日本教職員組合における中央執行委員の派閥分類の試み」日本大学教育学会機関誌編集委員会『教育学雑誌: 日本大学教育学会紀要 (58)』日本大学教育学会、2022年 3 月、p.12。
- 43 群馬県議会事務局議事調査課『昭和三十三年十二月 群馬県定例会会議録』群馬県議会、1959年、p.61。
- 44 同上、p.61。
- 45 同上、p.78。
- 46 同上、p.79。
- 47 同上、p.149。
- 48 同上、p.170。
- 49 同上、p.173。
- 50 同上、pp.176-177。
- 51 同上、p.340。
- 52 前掲注 (16)、『現代群馬県政史 第2巻』p.1068。